

広島地方裁判所委員会（第5回）議事概要

第1 開催日時

平成17年6月28日（火）午後1時30分～午後3時45分

第2 開催場所

広島地方裁判所大会議室

第3 出席者

〔委員〕大迫唯志，尾崎宏明，小野増平，坂本倫城，鈴木文三，中谷一彌，
中原律子，仲家暢彦，森邊成一，渡邊清（五十音順，敬称略）

〔意見聴取者〕中国新聞社報道記者

〔事務担当者〕池田総務課課長補佐，北村庶務第一係長

第4 議事（発言者：■委員長，●委員，△意見聴取者，▲事務担当者）

1 委員長開会あいさつ

2 新委員のあいさつ

3 意見交換

次のテーマについて，意見交換を行った。

(1) 「市民からの意見聴取について」

(2) 「アンケートの実施について」

(3) 「裁判員制度の広報について」

意見交換の要旨は別紙のとおり

4 次回の意見交換のテーマについて

「裁判員制度の広報活動について」

5 次回期日

平成17年9月末から10月上旬の予定

(別紙)

【意見交換の要旨】

1 意見の聴取について

■ 前回の委員会において、外部からの意見を聴取するということについて、委員から中国新聞社の新聞記者の推薦をいただき、本日当委員会に来て頂いている。本日この方から30分程度の予定で意見を聴取するということよろしいか。

全委員了承。

△ 10年前に中国新聞社に入社し、司法担当となってから2年半くらいになる。現在、司法全般の取材をし、主に社会面で事件の記事を書いている。今日は、その2年間で経験したことや見たことを話したい。

私は法律的知識は、刑法を少し学んだだけであったので、裁判を傍聴しても、その場で何をしているのか分からなかった。事前に資料や記録を見ていないと傍聴してもよく分からないと思う。事件において、犯人は逮捕されたら最大20日間勾留される。その間の取調べですごい量の調書が作成され、公判に入るが、自白事件の場合、その調書等の中身を少し言ってそれでさっと記録を裁判官に渡す。冒頭陳述で大体のストーリーは分かるが、その20日間の取調べでかなり深い部分の被告人の思いが書面になっていると思うが、そこまでは法廷においても表に出てこない。

マスコミからすると、裁判が始まったからといってすべての事実が明らかになったわけではなく、記事にするためにはいろんな所で取材を尽くして行う。基本的に裁判は書面主義で、口頭でのやりとりでこういうことだったのかと一応のことは分かるが、細かいことまでは分からない。

被告が全面的に無罪を主張し調書の信用性を争っている場合は、私たちにも断片的には中身が分かってくるものの、検察官や弁護人は調書を読んでいるから二人では分かり合っているが、それを読んでいる私たちや一般の人にはそのやりとりがなかなか分からないと思う。

裁判官の裁きを見て思うことは、特に暴力団事件や知能犯事件は否認して徹底的に争うことが多く、どこが信用できてどこがそうでないのか難しいなあと

思うことがあるが、判決を見てみるとなるほどと感ずることがあり、そこはさすが裁判官だと思う。その半面で、よく冤罪事件といわれる事件において、密室で書かれた調書が脅迫によるものだとか警察に言わされたものだとか、これを認めれば起訴しないと言われたとかの話が出てくる。私たちは検察官、弁護士、被告人から取材をしているので中立的にそれを見ることができる。裁判官にも逮捕される衝撃、ずっと取調べられる環境とかそこら辺りの認識をぜひもってもらいたいと思う。

2年間司法記者をやったが、法廷では書面が飛び交って、なかなか事件のことは分からなかった。職業裁判官の真実を見分ける技量は感心させられるが、ただ司法手続に慣れすぎていないのかということが無きにしもあらずかなと思える。

裁判員制度については、とても興味を持っている。社会的な関心も高い。先日広島高裁において、私も模擬裁判で裁判官役を経験したが、その時思ったのは、裁くのはとても難しいということだった。実際に裁判官役になって、そういう判断をすることは、その人の人生を左右しかねないので難しい。私が模擬裁判で体験したのは、真っ向から争っている窃盗事件で、検察官は、絶対被告人が盗んだと言い、弁護士はロッカーの中にあった物だと言い、裁判官役の私たちはどうしたらいいんだろうと本当に迷った。後日、職業裁判官に話を聞いたところ、「この程度の事件でそんなに迷われるとは思わなかった。」と言われた。「疑わしきは罰せず」という言葉があるが、この大原則をどこまで考えるのか。私たちは少しでも疑わしいと、無罪とまでは言わないまでも、有罪ではないと考えていた。法廷においては、被告人側から、こんなことも考えられるなどといろんなことが述べられても、客観的証拠でプロの目で見ると、これは普通ではあり得ないと見て裁判されるのだと思うが、やはりそういったところは職業裁判官と私たちとはかなりレベルが違う。相当なことがないと疑わしきは罰せずにはならない。そういう部分が裁判員という一般の人が裁判に入るとどうなるのか。どう裁判員は考えていくのかと思うと、これはとても大変なことだと思う。

裁判員制度は、裁判官3人と裁判員が6人ということだが、3人の裁判官の発言とか役割はとても大きいものがあると思う。先ほど述べた模擬裁判をした

ときも、こんな時どう考えたらいいのか迷った場合、裁判官に聞くことになった。そしてその時の裁判官の発言に偏ってしまうのではないかと考える。司法記者である私たちでさえそう思うのであるから、一般の人は、なおさら偏ることになる。それと裁判官の発言があまりに強すぎると、他の人は自由に発言できなくなるだろう。今後どのようにしていくのか、法曹三者の課題であろう。

また、マスコミとしても、そういう中で取材していかなければならないので、残り4年間でどうやっていくのか、この委員会でも意見交換していただきたい。

● 裁判を取材されるということだが、その目的と誰とでも自由に取材できるのかについてお聞きしたい。

△ 裁判のことを伝えるのが第一の目的である。その第一段階として、逮捕時に取捨選択して報道する。裁判時においてもかなり取捨選択して報道している。出来心的な窃盗までは報道しないが、殺人事件は報道するし、知能犯罪はかなり踏み込んで取材を行い、取材段階では分からないことも法廷で分かることもあり、その事件から教訓として学ぶべきものが分かるようにして記事にしている。

取材対象として多いのは、検察官や弁護士である。法廷の外などで、今の法廷での発言の意味は何だったのかと取材したり、時には弁護士事務所まで行くこともある。検察官については、検察庁に出入して取材している。裁判官に対する直接の取材はしていないが、総務課を通して起訴状等の閲覧をしている。

● 裁判官に対しては直接取材はしていないということだが、裁判員になる人に対する取材はどうなるのか。

△ 裁判員制度については、うまくいくかどうかについて期待半分、不安半分である。一般市民の声が反映されているのかどうかを検証するのは私たちマスコミの義務であり、そのためには評議の取材が重要であると思うが、どう取材しているのかまだイメージが湧いてこない。裁判官に対して直接取材をしていないが、評議の場でどういう議論がなされているのか、新しい制度を検証するものとして取材しなければいけないと考えている。

● あなたのような報道記者は半分専門家で半分一般人と思うが、これまでの中で、起訴や裁判所の有罪無罪の判断でこれはおかしいと印象に残った事件があるか。

それと、法廷での法曹三者の対応や訴訟の進め方でおかしかったというようなことがあったか。

△ 強引な起訴をするなど思ったことがなかったわけではないが、進行中の事件であるのでここでは言えない。

私の中で印象に残っている事件は、ある建設会社の不正事件で、その当時の地方公共団体の助役も関与していたという事件があった。法的には十分な証拠がないため、検察庁としては仕方がなかったのかもしれないが、結局起訴できなかったという事件であった。トカゲの尻尾切りというか、第三者的にはすっきりしない事件であった。

裁判所の有罪無罪の判断で、おかしかったというものはなかったが、幼児虐待事件で、第一審の裁判で確定的な殺意を認定せず、また未必の故意も認定せず、その結果、殺人罪ではなく傷害致死とした事件があった。このときは一般市民の感覚と司法が乖離していると感じた。こんなにひどい虐待をしているのに、どうして殺意を認定しないのか。もっとも高裁では殺人罪を認定した。

それと組織犯罪において執行猶予がつくのはおかしいと思ったことがある。

法曹三者の立ち振る舞いについては、裁判官にはとても個性的な人が多く、好感を持っている。検察官や弁護士の中には、「あの裁判官は・・・。」と言う人もいるようだが、いろんな人がいてよいと思う。

検察官の中には反対尋問をあまりしない人もいて、何でしないのだろうと思ったことはある。

弁護士についても、あっさりした人や、国選弁護人でここまで記録をよく見たりして割に合わないだろうという人もいる。個人の能力によるところが大きいと思う。

● 裁判所の広報の良い点と悪い点、それと施設面のことを話していただきたい。

△ 広報については裁判所の対応は飛躍的に良くなってきている。以前は、ある書面を見せてほしいと言って、その日の夕方に電話してもまだ準備できていないという対応だったが、最近は、起訴状の写しでもその日に見れるし、判決要旨もかなり交付されるようになった。統計をとっているわけではないが、数年前に比べると何倍も応じてもらっていると思う。

施設的には、1階玄関の守衛の横にその日の期日が置いてあるが、どこの法

廷で何の裁判が行われているかよく分からない。それと裁判所の建物は迷路のようである。

- 裁判所に対する批判の一つとして、裁判に時間がかかりすぎるということがあるが、逆に取材をする立場からは取材をする時間が必要であろうし、そういう意味でどのように考えておられるか。裁判員制度が始まると、裁判員は長く拘束することはできないのであるから、短期間に集中的に審理するということになるだろうが、短期間に集中的に行うことに何か意見があれば伺いたい。

△ 法廷で裁判官と弁護士が期日を決める際、手帳を見ながら、その期日は差支えなどの理由で、どんどん先へ延びていくことは違和感を感じるし、被告人としては早く終わりたいだろうにと思う。事件もたくさんあり、法廷も限られているのだから、なかなかそうもいかないのだろうが、例えば、この事件は早く終わらせたほうが良いという場合にはそういう対処をして、在宅事件ならともかくとして、身柄拘束されている事件は速くすべきであろう。

裁判中被告人は、次の就職先を探すこともできないし、一家の大黒柱ということであれば、なお集中的に速く進めるべきと思う。短期集中審理は必須と考える。裁判員で一般の人に来てもらうのであれば、何度も何度も来るのは大変であるし、連日で行えば集中できるし、議論も深まる。日が空けば前回何をしたのか分からなくなる。

暴力団がらみの大型事件では、かなりの期日を予約して入れていた。

<アンケートの実施について>

- アンケートについては、事務局からアンケート案を事前に各委員に送付し、その後の委員からの意見を参考として今回のアンケート実施案及びアンケート用紙を作成した。委員2人から意見が出されたが、アンケート項目や設置場所については、その委員の意見を取り入れている。裁判の審理の進め方等についてもアンケートをした方がよいという意見については、裁判の当否の問題になりかねず、裁判の独立上微妙な問題がある。昨年から裁判官の人事評価制度が発足し裁判官の審理の進め方等については別に窓口を設けて国民の意見を聞くというシステムができています。アンケート回収箱は、職員の管理ができる場所という意見も参考としている。委員の方々の意見をお願いしたい。

- 前回の委員会から、アンケート用紙はA四判の紙1枚という意見だったので、その中で反映できるものとしてはこれで仕方がない。裁判の当否とまではいかないまでも、それに関する事を聞くとしたら今度はA四判の紙1枚では収まらなくなる。
- アンケートで、事件審理のことを聞くと、裁判の当否を聞くような形になってしまうため、難しいということは理解できる。裁判官の人事評価の態勢が別にあるのであれば、アンケートの項目については、これでよいのではないか。
- 裁判官の人事評価の制度については、PRされているのか。
- 特に広報はしていない。窓口は総務課である。
他に意見がなければアンケートの項目についてはこれでよろしいか。

委員全員 了承。

- アンケート実施期間については、本年7月1日から12月末日までの6ヶ月とし、次回委員会においてそれまでの報告をし、年明けの最初の委員会において集計の報告をするということによいか。

委員全員 了承。

- 周知方法について、アンケート設置場所を4箇所、アンケート回収箱は2箇所、回収箱につき裁判所職員が管理できる場所はこの2箇所となる。
- アンケート設置場所として3階の債権者集会室と2階の不動産競売係の2箇所はどうか。それと1階の執行官室前の売却広告掲示場も検討できるのではないか。

なお、このポスターでは回収箱の位置がわかりにくいので、アンケート用紙の裏に回収箱の位置を記載しておくによいのではないか。

- ▲ アンケート用紙の裏に回収箱の位置を記載することは可能である。アンケート設置箇所を3箇所増やすことはスペースも検討しなければいけない。
- 1階にはすでに2箇所あるので不要と考える。西棟3階の債権者集会室前付近は置く方向で考える。2階の不動産競売係については、スペースのこともあるので、事務局の方で設置可能かどうか検討してほしい。

委員全員 了承。

- アンケートは、設置しているだけでは不十分であると思う。窓口業務において、対応した後でアンケート用紙を渡してはどうか。もっとも業務に差し支え

があるようではいけないと考えるが。それと裁判の団体傍聴者には、渡すのがよいのではないだろうか。

- 団体傍聴者に対してはアンケートは既実施している。受付窓口で渡すことはどうか、仕事に差し支えないだろうか。
- ▲ 相談者に対しては、まず相談カードを書いてもらって、相談後に申立書などを書いてもらうが、その上で最後にアンケートを書いてもらう余力があるのかどうか検討する必要がある。
- 窓口業務に差し支えがなければ、アンケートの協力を求めることはした方がよいと思う。
- 可能であればその方向で検討したい。
次にアンケート結果の取扱いについては、年明けの最初の委員会において結果を集約したものを報告し、それを見てHPへの掲載を検討したいと考えるがいかがか。
- アンケートの集約結果が、今後、市民から意見を聴く際の議論の元になればよいと考えている。
- それでは、平成18年の最初の委員会において、アンケートの集約結果を報告し、その後の取扱いについてはその委員会において決めるということによいか。

委員全員 了承。

<裁判員制度の広報に関する意見交換>

- 前回の委員会においては、裁判員制度の一般的なことについて意見交換をしていただいた。内閣府の調査記事も7割の人が裁判員をやりたくないとのことである。これをいかに減らしていくか、どのような方法があるのか、委員の方の自由な形での意見交換をお願いし、次回につなげていきたい。
- アンケートの結果を見ると、裁判員に選ばれたらやってみてもよいとの回答の方がはるかに多く、内閣府の調査とは違っている。つまりPR不足と考えられる。裁判員制度については、なぜ国民が裁判員をしなければいけないのか、それが十分に周知されていないと思う。国民の司法参加により、司法に対する理解と信頼が深まるとパンフレット等には記載されているが、それではよく分

からない。市民一人一人が自然の感覚で判断すればよいのですよと知らせるべきであろう。法律の判断に則ってやらなければいけないとか、義務でやらされると思っているのではないだろうか。

■ 司法制度改革の流れを見ても、その点が十分に議論されていない。制度理由が理念的で抽象的なところがある。

● 制度を作ってしまったので、後追いでやっているようなところがある。私も広報行事の「ひろしまの裁判所の日」に参加し、模擬裁判を傍聴したが、その時の模擬裁判は殺人事件を題材としていて、裁判官役の方は評議の結果、無罪としていたが、人一人が死んで何で無罪かと思った。ちゃんと評議していたのか、どうしてそうなったのかと感じた。

■ その点については企画の反省点で、設定されていた時間では十分に議論ができなかった。それ以降は感想を聞く程度にしている。裁判員制度がなぜ必要なのか、本質的な問題である。

● 私も「ひろしまの裁判所の日」に参加したとき、とても重い判断をしなければいけないと思った。法律的な知識は必要ないということだが、裁判員制度を判断するためにも刑法の仕組みとかそういった知識がないとやはり人は判断できないと思う。刑法の仕組みとか理論的なものが分かれば、違和感なく入っていけるのではと思う。

それと実際の刑事裁判も傍聴したが、身柄を拘束されていて、すごい人相の人が入ってきたら、私などは萎縮して被告人を見れなくなってしまう。

制度のPRと同時に、基本的な刑法の仕組みとかも周知させていくべきである。

● 裁判員制度については、普通の人が普通の感覚でやっていける、普通の人はどう判断するか、そう思わなければそう判断すればいいことであるし、法的知識を持っていなければということになると重く感じられてしまう。

このアンケートの結果を見て面白いと思うのは、講演会終了後の方が裁判員をやってみてもよいという回答が多く、「ひろしまの裁判所の日」の方がそれより少ない回答となっている。これについて分析して、講演会の効果が高いのであれば、そちらをもっと増やした方がよいのではないか。

● 「ひろしまの裁判所の日」は裁判所内で行って、講演会は外部で行っている。

法廷内はやはり重く感じられるのでそのような結果として表れたのではないか。裁判員制度は、一般の人のノーマルな考え方が必要というのであれば、そこをPRしていくべきである。

それと、裁判官の3人がどう裁判員をガイドしていくのか、そういったことも教育していかなければいけないであろう。

- 裁判官の意識改革もどんどんやっていかなければいけないと考えており、重要な点だと認識している。
- 弁護士個人としても、どうやって議論していかなければならないか、どうすればいいかを考えているが、まず裁判所に来て何をするかということで皆さんの混乱があるのではないか。裁くということで法廷に行かなければいけないとか、理解する力が専門家ほどではないとかなどの不安があるような気がする。私が飲み会の時にする説明で、例えば男女がホテルから出てきたとして、その事実があつて、そのとき、この男が浮気したという事実が推定できませんか。裁判員制度ではそういうことが問われるんですと言っている。ある事実から特定の事実を推測することを法律的に経験則といって、これを皆さんが聞かれるので、これを個人の判断で議論してそれが真実になっていくんだと説明している。これが職業裁判官だけになると、その人に偏った考えがあれば真実が歪められることにもなる。そうさせないのが裁判員制度であつて、法律的判断を求められているのではないと言っている。
- 司法改革として裁判員制度が導入されるということだが、どうしても裁判所で法廷において立たされているという感じだった。そうではなくて、私たちが出ます、出て行きますというようにするためにも最低限の司法の知識というものを持たないと理解は得られず、制度も表面的なものになるのではないか。少なくとも司法の根底に流れる、一般市民として知っておかなければいけないというものは知っておかなければ、消費者の立場からしても制度はうまくいかないと考える。
- 私は当初裁判員制度については懐疑的であつた。しかし、アメリカでオージェン・シンプソンが奥さんを殺害したという事件があつて、刑事事件は陪審裁判の結果無罪となったが、民事事件では損害賠償が認められ、有罪を前提に動いていった。当初、お金に任せて大弁護士団を形成し、黒人問題と絡めて陪審員

を動かしたという報道が日本のマスコミではされていたが、その後、その関係の本を読むと、陪審員が、民事と刑事は違うんだ、それでいいんだと、刑事と民事では証拠の力が違う、民事ではこの証拠で認めても刑事ではこれでは足りないという話があって、その話を知ったとき、これはいい制度かもしれないと感じた。

- PRとして、アメリカで陪審員を取り上げた映画をどんどん流せばよいのではないか。
- 法務省において中村雅俊主演で1時間程度の裁判員制度を取り上げたドラマを製作中である。

それとアンケート結果についてであるが、政府の7割の人がやりたくないという記事は、あれは裁判員をやりたいですかという積極的なものを求めるものだったと思う。朝日新聞の記事には裁判員として刑事裁判に参加したいですかとあり、毎日新聞では裁判員に選ばれた場合には、という記事になっている。裁判員をやりたいかという質問と、選ばれた場合にはやりたいかという2種類の記事があるようで、裁判員をやりたくないという回答には、単になりたくないということと、選ばれたくないという本音の部分も入った結果だと思う。それに対し広島地裁のアンケートは、選ばれた場合には、と聞いていて、これはいいアンケートだと思うが、その結果やりたくないという回答が5パーセントということで、このアンケート結果は結果としてとても貴重なものであると考える。

- アンケートをやり始めたということもPRすべきではないか。
- アンケート結果については、これは制度に関心のある人と関心のない人の差だと思う。制度の周知ができていない人には、何で裁判所に行かなければいけないのかという気があって、その結果かと。周知させるためにも模擬裁判などを行い、関心のある人に制度の説明など行ったらどうだろうか。

アメリカのマイケルジャクソンの陪審員の評議が5日もかかったとあったが、どういう過程でそうなったのか大変興味がある。もっともアメリカではそういう素地があるからかも知れないが。

- 裁判員制度導入において、市民の考え方を反映させると、真実とはかけ離れたものになるのではという危惧もあった。講演会などをもっと行うべきとの意

見もあったが、まだ基本法があるだけで、規則などが定まっておらず、イメージが湧かない部分がある。実際に裁判官と裁判員が活発に議論して、それで結果が出ればそれはよいことではある。広報としては、裁判官と裁判員が議論して、その結果落ち着いたのいいところで落ち着くんだということを疑似体験できればよいのではないか。

- 裁判員制度の広報として、まず実際の内容をPRしていく、模擬裁判をやってみてもよいし、実際にどんなところで悩んだのか本音のところを流せるような番組とかできればいいのではないか。無罪になったとして、その過程や裁判員になった時の悩みとか、他に本当にあった事例とか分かればよいと思う。
- みんな忙しいと思う。何日も仕事を離れて、それでどう救済されるのか、そういうことも分からないと難しい。
- 団体とか学校とかを対象とした講演会とか、企業を対象としたものもすべきでは。
- ライオンズクラブとか経営団体とかに出前講座に行くなどしている。今問題なのは教育関係である。これからは司法教育が大切であると認識している。
- まず私学から実績を作ってはどうか。そこでの実績の結果、公立のカリキュラムに入っていけるかと思う。
- 次回の委員会から論点を整理して意見交換を行っていききたい。現在、法曹三者で裁判員裁判の模擬裁判を検討している。委員にも裁判員を体験してもらい、今後の意見交換のきっかけというか、材料にしてもらいたいとも考えている。
- 大変いいことだと思う。裁判員のうち3人は委員で、残りは一般の人とかがよいのでは。
- そのような体験はとてもよいと考える。
- 結構なことだと思う。
- よいと思う。
- 大変よいことだと思うが、新聞のネタ的には委員だけで裁判員をやったということがよい。
- ここのチームは委員のみで、ここのチームは一般人と混在とかが良いと思う。
- よいと思う。
- 委員の同意が得られたので是非企画していききたいと考える。

<その他>

- 次回期日については、前回委員会のときは、もっと早くに開きたいということ
とで6月となったが、7月末で多くの委員の任期が切れ、委員の選任手続もある
ことから、10月末ころとしてはどうであろうか。
- 早く顔合せしたいので、9月でどうか。
- 前倒しでよいと思う。
- 委員会は、年4回とか5回でもよい。
- 9月でよい。委員はかなり代わるのか。
- 委員の選任は、広島地方裁判所の裁判官会議で決めることとなる。できるだ
け広く国民の意見を聞きたいと考えている。ただ、全部がらっと代えるのはど
うかと思う。
- これまで5回委員会が行われたが、どれほどのものができたのかという想
いがある。それを考えると継続性を持たせてもよいのでは。
- 現在の委員でようやく議論も出てくるようになったし、とてもいい雰囲気だ
と思っている。あまり大幅な変更は必要ないのではないだろうか。
- 委員については、例えば現在NHKから出してもらっているが、広島には他に
民放4社があり、公共性のある地元企業もあるのでそういうところからも委員
をお願いしたい。よって、新たな委員の選任については今後裁判所で検討した
い。

次回期日については、9月末から10月始めころで行うこととしたい。

(以上)